

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市歓迎接伴基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に憩いの場となる休憩所を提供するため、設置及び運営に関して必要な事項を定める。

2 設置場所

競技団体等と協議の上、競技会場等に設置する。

3 設置期間及び開設時間

休憩所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、変更できるものとする。

設置期間	競技会の開始日から競技会の終了日まで
開設時間	競技開始（開始式含む）1時間前から競技終了後30分まで ※準備・後片付けを含む

4 業務内容

- (1) 大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- (2) 休憩所内及びその周辺における衛生管理、整理整頓に関すること。
- (3) 飲料水等の検収及び管理に関すること。

5 その他

この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。